

円以内(世帯員7人以上は4万8000円以内) ▽支給期間(最長3カ月間(就職活動を誠実に実施している方は3カ月間延長可)) ※賃貸住宅の契約を行う際に初期費用への対応が困難な方や生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」や「臨時特例つなぎ資金」を活用できます

●訪問美容サービス
一般の理美容店を利用することが困難な高齢者の方などの自宅を訪問し、理髪などを行います。

高齢者の福祉サービス



●訪問理美容サービス
一般の理美容店を利用することが困難な高齢者の方などの自宅を訪問し、理髪などを行います。

寝具洗濯乾燥サービス

寝たきりの高齢者などが使用している布団、毛布などを洗濯、乾燥



するサービスです。

●市内に居住する65歳以上の一人暮らしの高齢者が高齢者のみの世帯の方、一人暮らしの重度身体障害者で、在宅で生活している3カ月以上寝たきりの方
①1年度に3回まで ※10月、12月に申請した方は2回、1月以降に申請した方は1回 ※1回で布団など4枚まで可
②費用の1割
③いきいき支援課(☎231-1340)

保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

後期高齢者医療健康診査の受診を

平成25年9月30日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方(受診券を送付済み) 平成26年3月31日(月)まで
①▽健診項目(問診、診察、血液検査、貧血検査含む)、尿検査 ▽受診機関(市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付済み) ▽結果(以下のいずれかの方法で通知) ①受診した健診機関から郵送



社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書(コウソク)

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です。その年の1月1日、12月31日に納付した全ての保険料が対象です。控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。



平成25年1月1日、9月30日に国民年金保険料を納付した方へ、11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際は、この証明書が領収証書を添付してください。 ※10月1日、12月31日に今年はじめに国民年金保険料を納付した方へ、平成26年2月上旬に送付 ※家族の国民年金保険料を納付した場合も本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛に送られた控除証明書を添付して申告を。社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(コウソク)の照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号に問い合わせを
国民健康保険料の支払いを希望する方へ
国民健康保険料の支払いが特別徴収(年金引き去り)で、口座振替での支払いに変更したい方は申請してください。2月支給分年金からの特別徴収中止を希望する方は、11月29日(金)までに申請を。特別徴収になる前までに納付書で支払いをしていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。
①印鑑、保険証、口座振替依頼書
②本人控(以前納付書の方のみ)
③国民年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
国民健康保険(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療の治療用装具代の支給申請はお早めに

病院で、医師が治療上必要と認められた治療用装具を作った方は、申請すると一部負担金(1割か3割を除く金額)の支給があります。申請期間は、装具を作ってから2年間です。2年



国民健康保険料は 便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に納められる口座振替がお勧めです。
①保険証か保険料納入通知書
②預貯金通帳
③通帳印を持参し、市内に本・支店がある金融機関か郵便局で手続きを。
国民健康保険(☎231-1689)、各総合支所市民生活課

交通事故のときは必ず国民健康保険等に届け出を

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故など第三者から被害を受け、国民健康保険や後期高齢者医療制度を使って治療を受けた場合、第三者行為による被害届が必要です。
①国民健康保険、各総合支所へ。
②国民健康保険(☎231-1668) ▽後期高齢者医療係(☎231-1306) ▽各総合支所市民生活課

